

## 就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金交付要綱

### (目的)

- 第1条 本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を踏まえ、生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対し、利用者の賃金・工賃の確保を図るため、その再起に向けて必要な費用を予算の範囲内において補助する。
- 2 前項の補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象施設)

- 第2条 補助金の交付対象となる就労継続支援事業所は、別表1のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。
- (1) 役員等（指定事業者（法人）の代表者及び役員をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

### (補助対象経費)

- 第3条 補助の対象となる経費は、生産活動の実施に必要な経費であって、その存続、再起に向けて、就労支援事業会計（「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について（平成25年1月15日付社援発0115第1号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙に示す会計処理のことをいう。）から支出すべき費用で別表2のとおりとする。

(補助率及び補助限度額)

第4条 前条の経費に対する補助率及び補助限度額は、別表3のとおりとする。

2 前項において算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(補助金交付の申請書等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号、別紙1、別紙1-2のとおりとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前事業年度の事業活動収支計算書の写し

(2) 前事業年度の事業活動収支内訳書の写し

(3) 前事業年度の就労支援事業別事業活動内訳表（月別に確認できる資料を作成、添付すること）の写し

(4) 現事業年度の月ごとに生産活動収入の活動の状況を確認できる書類（事業活動収支内訳書の基礎となるもので対象月を含むもの）

(5) その他、生産活動収入の状況を確認できる書類

3 前項の申請書は、知事が定める期限までに提出するものとする。

4 交付申請書の提出は、1施設当たり1回限りとする。

5 複数の就労継続支援事業所を有する法人にあっては、一括して申請することができる。

(交付決定通知書の様式)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、当該申請書を審査し補助金を交付すべき者と認めたときは、次に掲げる事項を記載した交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(1) 補助金等の交付決定の内容

(2) 補助金等の交付の条件

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に定める実績報告書の様式は、様式第4号、別紙2のとおりとする。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助により取得した財産に係る契約書、納品書、領収書等証拠書類の写し

(2) その他補助に要した金額、内容について確認できる証拠書類の写し

3 前項以外の場合における実績報告書については、補助対象事業の完了後30日以内又は令和3年3月31日までのいずれか早い日に提出するものとする。

(補助金額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうかを調査するものとする。

2 知事は、前項により交付すべき補助金額を確定したときは、補助事業者に交付額確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。

4 知事は前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第9条 県は、前条の補助金額の確定後に精算払いにより補助金を交付する。

2 ただし、第6条の交付決定を受けた補助事業者から請求があった場合は、概算払いができるものとする。

(状況報告及び是正措置等)

第10条 知事は、補助金の交付に関して必要な場合、申請者若しくは補助金の交付決定を受けた者に対して、施設・事業所等の検査又は事業活動についての報告を求めることができる。

2 知事は、前項の検査又は報告の結果、補助金の交付に疑義がある場合、必要な是正措置を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令に違反する行為があったとき。

(2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとするとき。

(3) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(4) 本事業に関して県の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助金の交付確定後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、第11条第1項又は第2項の規定による取消しについて準用する。

(交付の条件)

第13条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の各事業区分間の経費配分を変更する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 知事が前項の承認をしようとするときは、原則として、第5号に定める期間に満たない期間に相当する分の金額を返還させることとする。その金額は、所得税法に定める減価償却費の計算方法による未償却残高とし、その都度、知事と補助事業者とで協議して決定する。

ただし、補助事業者の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして以下に該当する場合は、補助金の返還は要しない。

- (1) 天災等により機器等が使用不能となり処分する場合
  - (2) 施設の過失のない事故等により使用不能となり処分する場合
  - (3) その他、知事が特に認める場合
- (8) 知事は、当該処分の可否を決定したときは、補助事業者に通知しなければならない。
  - (7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (8) 前項における使用保管状況により利用者の賃金・工賃の確保を図るために使用していないことが明らかな場合は、知事は補助金の返還を求めることができる。その計算方法は、第7号による。

(書類の整備等)

第14条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- 3 知事が別途、報告を要求したときは補助事業者はそれに応じなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。ただし、令和2年4月1日に遡及して適用する。

別表1（第2条関係）

説明	内容	要件（すべての要件にも該当すること）
補助金交付 対象施設	(1) 就労継続 支援A型事業所 (2) 就労継続 支援B型事業所 ※1	ア 補助金交付申請した月において1人以上の利用者に対して障害福祉サービスを提供していること イ 平成30年4月10日付障発0410第1号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について記1（5）にある（報告対象年度分の）工賃実績を都道府県等に報告していること ウ 次の（i）又は（ii）の要件に該当すること （i）令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1ヶ月の生産活動収入が前年同月比で50%以上減少した月（※2、※3）（以下「対象月」という。）があること （ii）令和2年1月以降、連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間（※4、※5）（以下「対象期間」という。）があること
※1 持続化給付金、持続化補助金（小規模事業者持続化補助金）、家賃支援給付金その他本事業と支援内容が重複すると県が認める国の支援策の交付を受けているものについては、本事業の補助対象とならない。 ※2 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月の間に発生した事業所にあつては、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月のことをいう。 ※3 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月の間に発生した事業所にあつては、令和2年4月以降の1ヶ月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月のことをいう。 ※4 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月の間に発生した事業所にあつては、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間のことをいう。 ※5 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月の間に発生した事業所にあつては、令和2年4月以降の連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間のことをいう。		

別表2（第3条関係）

説 明	内 容
補助対象経費	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を踏まえ、生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所の再起に向けて必要な費用</p> <p>ア 生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用</p> <p>イ 生産活動の再稼働等にかかる設備整備のメンテナンス等に要する費用</p> <p>ウ 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用</p> <p>エ 新たな生産活動への転換等に要する費用</p> <p>オ 在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用</p> <p>カ その他生産活動の再起に向けて必要と認められる費用</p>

別表3（第4条関係）

補助率	補助限度額	補助額算出式
10分の10	<p>1施設当たり50万円を限度として、右の算出式による対象額と比較して低い方の額とする。</p> <p>ただし、複数の事業所を運営する法人については、1法人あたりの上限を200万円とする。</p>	<p>ア 別表1要件ウ（i）に該当する事業所の場合 直前の事業年度の年間生産活動収入（※6） －（対象月の生産活動収入×12）</p> <p>イ 別表1要件ウ（ii）に該当する事業所の場合 直前の事業年度の年間生産活動収入（※7） －〔（対象期間の生産活動収入÷3）×12〕</p> <p>※6 別表1要件下欄※2に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、同※3に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額</p> <p>※7 別表1要件下欄※4に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、同※5に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額</p>

様式第1号（第5条関係）

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金  
交付申請書

年 月 日

（宛先） 埼玉県知事

所在地

法人名

法人の代表者・職・氏名

印

下記により、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。）第4条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 障害者就労施設名、所在地
- 3 電話番号、FAX番号
- 4 担当者名
- 5 申請様式（実施計画書）別紙1、1-2のとおり



様式第2号（第6条関係）

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金  
交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付決定の内容  
年 月 日付け 第 号で申請のあった就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金交付申請書に記載のとおり
- 3 交付の条件
  - (1) この補助金を受けて購入した機器等は利用者の賃金・工賃の確保を図るために使用するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
  - (2) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。
    - ア この補助金を補助の交付の目的に反して使用したとき。
    - イ 補助事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき。
    - ウ 要綱第12条第4項に該当するとき。
- 4 その他留意事項  
事業の実施に当たっては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。）及び就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金交付要綱を順守すること。

様式第3号（第6条関係）

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金  
不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金については、下記の理由により交付しないこととなりましたので、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金交付要綱第6条第2項により通知します。

記

不交付決定の理由

様式第4号（第7条関係）

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金  
事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 埼玉県知事

所在地

法人名

法人の代表者・職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金について、下記のとおり補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。）第13条の規定により報告します。

記

- 1 補助対象機器等の内容 事業報告書（別紙2）のとおり
- 2 支出実績額等 下記のとおり

支出合計 (A)	補助金上限額 (B)	補助金請求予定額
価格 円	円	円
		*千円未満切り捨て

（添付書類）

- 1 補助金の対象となる機器等導入に要した金額及びその内容について確認できる証拠書類の写し
- 2 その他、参考となる資料

様式第5号（第8条関係）

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金  
交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付け 第 号で報告のあった就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額

円

様式第6号（第9条関係）

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金  
交付請求書

年 月 日

（宛先）埼玉県知事

所在地

法人名

法人の代表者・職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金交付額確定通知（概算払請求の場合は交付決定通知）を受けましたので、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金交付要綱第9条（概算払請求の場合は第2項）の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	支店名	口座の種別	口座番号
		普通・当座 ※いずれかに○を付ける。	
カナ名義			
口座名義			

※通帳の写し（振込先が確認できる箇所）を添付すること。

令和 年 月 日

（宛先） 埼玉県知事

所在地

法人名

法人の代表者・職・氏名

印

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金について、交付要綱第8条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

様式第8号（第13条関係）

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金  
事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 埼玉県知事

所在地

法人名

法人の代表者・職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた事業について、  
下記のとおり変更（中止）をしたいので、就労系障害福祉サービス等の機能強化事  
業補助金交付要綱第13条第2項の規定により申請します。

記

法人名	
事業所名	
変更等の内容	
変更等の理由	
備考	

様式第9号（第13条関係）

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金  
事業変更（中止）承認通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付け 第 号で申請のあった就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助事業変更（中止）については、下記のとおり承認しました（承認しません）ので、通知します。

記

1 承認・不承認の別	承認します ・ 承認しません
2 交付決定変更の内容	
3 条 件	
4 備 考	



様式第10号（第13条関係）

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金  
財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先） 埼玉県知事

所在地

法人名

法人の代表者・職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた事業について、  
下記のとおり処分したいので、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金交  
付要綱第13条第5項の規定により申請します。

記

法人名	
事業所名	
機械の名称	
処分等の内容	廃棄・譲渡・その他（ ）
処分等の理由	
処分の相手先	
処分後の事業計画	
備考	

様式第11号（第13条関係）

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助金  
財産処分承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付け 第 号で申請のあった就労系障害福祉サービス等の機能強化事業補助事業機器等の処分等については、下記のとおり承認します（承認しません）ので、通知します。

記

1 承認・不承認の別	承認します ・ 承認しません
2 処分等の内容	廃棄・譲渡・その他（ ）
3 承認の条件	
4 備考	